

知立市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、知立市内の建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、愛知県が定めた木材利用の促進に関する基本計画に即して、知立市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物等における木材の利用の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 知立市内の建築物等において木材を利用することにより、市民に木との触れ合い、木の良さを実感する機会と、木がもたらすやすらぎと温もりのある安全で快適な生活空間の提供を図るとともに、地球温暖化の防止、森林の保全、循環型社会等に貢献し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 木造・木質化の推進を愛知県、知立市、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者および市民が協働して行うよう努めるものとする。

2 木材利用の普及啓発について、市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結するよう努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表するものとする。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度等の周知に努めるものとする。

(公共建築物等における木材の利用に関する目標)

第4 市が新たに整備する建築物については、次に掲げるものを除き、木造化を

図るよう努めるものとする。

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において、木造化を選択することによりコストなどの面から制約を受ける建築物

(2) 建築物の用途から木造化することがなじまない又は木造にすることが技術的に困難な施設

2 公共建築物を整備する場合は、木造・非木造にかかわらず、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進するものとする。

3 公共建築物の木造・木質化を推進するにあたって使用する木材は、積極的に国産材を使用することとし、特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。なお、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

4 市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努めるものとする。

5 市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努めるものとする。

（その他木材の利用の促進に必要な事項）

第 5 公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意するものとする。

(1) 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(3) 法第 2 条第 1 項に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについては、愛知県や木材産業事業者、建築関係事業者等と連携し、木造・木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。